

受験番号	
------	--

産業衛生専攻医認定試験にあたっての注意事項

- 1) 試験問題は○×方式の100題です。
- 2) 試験時間は60分です。
- 3) 解答用紙に受験番号を記入してください。
- 4) 試験終了後にこの冊子は回収します。

第 22 回 産業衛生専攻医認定試験

試験問題

2019 年 8 月 3 日

日本産業衛生学会専門医制度委員会

1. 坑内における業務は常時 300 人以上の労働者を従事させる場合、専属産業医を選任する必要がある。
2. 労働安全衛生法上、労働者は健康診断を受けなければならない。
3. 作業環境測定法は、作業環境測定を実施する場所を定めている。
4. 労働時間が4時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、労働時間の途中に与えなければならない。
5. 事業者の安全配慮義務は危険予知義務と危険回避義務からなる。
6. 労働安全衛生法では、事業場の業種、規模などに応じて事業者、総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医などの選任を義務付けている。
7. 事業者が法定の産業医や衛生管理者等を選任しない場合は罰則の適用がある。
8. 事業者が衛生委員会を設置しなくても罰則の適用はない。
9. 林業では常時使用する労働者が100名の場合は、総括安全衛生管理者を選任しなくても良い。
10. 総括安全衛生管理者を選任した場合は所轄の労働基準監督署長に報告しなくても良い。
11. 産業医は、衛生委員会における議事で重要なものについては記録を作成して、3年間保存しなければならない。
12. 「原発性肺がん」は、じん肺の合併症の一つである。
13. 金属熱とは亜鉛などの金属ヒュームを10年以上曝露した後に、悪寒、発熱などのインフルエンザ症状がみられるものである。
14. 作業場で鉛を使用している場合、当該作業場での喫煙は禁止すべきだが、飲食を禁止する必要はない。
15. ニッケル化合物などの有害金属粉塵を取り扱う作業場では、作業服と私服を入れるロッカーは区別すべきである。
16. 有機溶剤中毒予防規則の規制対象になっていない有機溶剤は、有毒性が低いと判断してよい。
17. 特定化学物質のうち第1類物質、第2類物質は、がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす可能性のある物質である。
18. 特別管理物質とは、特定化学物質の第1類と第2類物質のうち、がん原性物質またはその疑いのある物質のことである。
19. 化学物質の曝露による災害で医療機関を受診させる場合にはSDS(安全データシート)の情報を伝えられるような仕組みを事業場内に整えておくことが重要である。
20. 化学物質のリスク評価法としてコントロールバンディング法があるが、専門的な知識が必要なため専門的人材がいないと使うことが難しい。
21. 職業性皮膚疾患で最も頻度が高いのは皮膚がんである。

22. 石綿肺は、通常石綿曝露から 10 年以上経過して胸部レントゲン上、両側上肺野を中心に不整形陰影を呈する。
23. 有害物質に対する環境対策は、発生源の密閉・隔離など、発生源に近いところから行うのが原則である。
24. 特定化学物質障害予防規則に定められている第 1 類物質、第 2 類物質および第 3 物質のうち、発がんの恐れのあるものは、特別管理物質として規制されている。
25. GHS 標章に基づく化学物質の危険有害性を表す絵表示の枠の色は赤色である。
26. 変異原性試験は、がん原性や遺伝子毒性を予見するために行われる。
27. 作業場内に飛散した粉じんもしくは堆積粉じんによる二次発じんを防ぐために、作業場の清掃は有効である。
28. 手皮膚温が 15℃になると、痛みを感じる。
29. 軽度の低体温でも、記憶力や注意力への悪影響が示唆されている。
30. 環境省が嚴重警戒を呼びかけるのは、WBGT が 26℃を超えた場合である。
31. 熱中症の重症度による分類の II 度は、自力で脱水を解消できず、入院を要する状態も含まれる。
32. 原子力発電所の事故のような緊急事態における復旧作業者の場合、その作業に従事している期間の実効線量の被ばく限界は 250mSV である。
33. 放射線障害には、身体的障害と遺伝的障害がある。
34. 電気溶接では紫外光、ガス溶接では赤外光による眼障害が惹起される。
35. 騒音障害防止のためのガイドラインでは、平均聴力レベルおよび 4000Hz の聴力レベルに基づく管理区分と必要な措置が示されている。
36. VDT 作業においては、作業時間又は作業内容の拘束性が高い作業ほど心身への負荷が大きい。
37. 労働安全衛生法に定められた作業環境測定を行うべき場所の作業環境測定は、いずれも作業環境測定士が行わなければならない。
38. 事務所の温度、湿度、一酸化炭素濃度や二酸化炭素濃度は、原則、3 月以内ごとに 1 回定期的に行う。
39. 特定化学物質を取扱う屋内作業場の作業環境測定における測定点の高さは天井から 0.5~1.5m とされている。
40. 化学物質のリスクアセスメントの対象は、法で規制されている物質に限定されている。
41. 日本産業衛生学会の許容濃度の勧告において、タバコ煙はヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質として、発がん性分類第 2 群に分類されている。
42. 労働安全衛生法第 65 条の 3 において、事業者は労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならないとされている。

43. 8時間の許容騒音レベルは 85dB である。
44. 酸素濃度が 18%以下の環境では、電動ファン付き呼吸用保護具の着用が必要である。
45. オイルミストなどが漂っている環境では S 区分の防じんマスクを選択することが望ましい。
46. 8種の有機溶剤について義務付けられている尿中代謝物の測定は、作業者の健康障害の評価が主目的である。
47. 作業環境測定結果と生物学的モニタリングの結果を組み合わせる作業環境の評価を行う場合、作業環境測定結果が管理区分 1 で、生物学的モニタリングの分布が 1 である場合は、良好な作業環境である。
48. 長時間労働者や交替勤務は労働者の睡眠障害の要因となり得る
49. 海外派遣労働者健康診断の項目は、定期健康診断の項目と同じである。
50. 深夜業に従事する労働者は、特殊健康診断の対象者として 6 ヶ月に 1 回、定期的に健康診断が必要である。
51. 派遣労働者に対する一般健康診断の実施義務者は派遣元事業者である。
52. 派遣労働者に対する特殊健康診断の実施義務者は派遣元事業者である。
53. 病原体によって汚染のおそれがある業務に従事する者は、特定業務従事者健康診断の対象者である。
54. 中高年労働者の加齢による生理機能の特徴として、運動機能、平衡機能、自律神経機能、内分泌機能の低下があげられるが、感覚機能は低下しない。
55. 労働基準法における母性保護規定では、生後満 1 年に達しない生児を育てる女性は、1 日 2 回各々少なくとも 30 分の育児時間を請求することができる。
56. 特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則の適用を受ける 26 の化学物質を扱う作業場のうち、作業環境測定で第 3 管理区分となった屋内作業場での業務に、妊娠婦以外の女性を就業させても構わない。
57. 身体障害は、①視覚、②聴覚または平衡機能、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能、④肢体不自由、⑤内臓の機能、の 5 種の障害が規定されている。
58. 学校、病院、事務所、官公庁などでの受動喫煙防止の措置を求めているのは、労働安全衛生法である。
59. 健康保持増進のためのスタッフは、産業医、運動指導担当者、運動実践担当者、産業保健指導担当者、心理相談担当者、産業栄養指導担当者によって構成されている。
60. 産業医が関わる感染症対策においては、事業所での感染拡大防止が重要であることは言うまでもないが、同時に個人情報の取り扱いには最大限の注意を払わなくてはならない。

61. B型肝炎ワクチンは、スケジュール通りに3回の接種を実施しても、実施後の抗体検査が必要である。
62. 社員の結核感染が判明した場合には、排菌の有無により対応が異なるため、接触者調査などの対応は保健所と連携して実施する。
63. 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインでは、HIV感染者が就労する場合には、免疫力低下を防ぐために適切な就労上の配慮を行うこととされている。
64. 雇入時の健康診断で、40歳未満なので、血中脂質検査を省略できる。
65. 労働者には一般定期健康診断の受診義務はない。
66. 時間外に特殊健康診断を実施した場合は時間外割増賃金を支払わなければならない。
67. 石綿健康診断個人票は7年間保存しなければならない。
68. 労災保険の二次健康診断の結果、聴取した医師の意見は健康診断個人票に記載しなければならない。
69. じん肺管理区分が管理2であったので、離職時に健康管理手帳を申請する。
70. 傷病で休業している労働者の職場復帰にあたり、産業医は助言を行い、就業上の措置を決定する権限を有する。
71. 過重労働による脳・心臓疾患の認定は、発症前の1か月の勤務状況の評価に基づく。
72. 時間外労働が1か月で80時間を超え、疲労の蓄積が認められる労働者について、申出があれば医師による面接指導を行わなければならない。
73. 過重労働の面接指導において、事業者への報告は労働者本人の承諾を必要としない。
74. 事業者は労働者の労働時間の状況をタイムカードなどによる客観的な方法で把握しなければならないことが、労働安全衛生法で定められている。
75. ストレスチェックの実施率は、事業場規模が大きいほど低い傾向がある。
76. ストレスチェックの結果を労働基準監督署に定期的に報告する義務がある。
77. 我が国における自殺者数は、平成19年から平成29年までの10年間で増加している。
78. 精神障害の労災認定にあたり、業務以外の心理的負荷は評価の対象とされない。
79. 仕事に関連するストレスが増大している労働者では、疾患を発症していなくても、上司や人事担当者との連絡調整を行うことが望ましい。
80. 事務職場における作業管理で、作業姿勢を適正にするために、座面と机の面との高さの差（差尺）は27cm～30cm程度が好ましいとされている。
81. 小規模事業場において、労働災害発生率は大規模事業場より低い。
82. 分散型事業場における健康管理を実施するにあたり規定、基準、マニュアル等の作成による標準化が有効である。
83. 労働衛生機関が実施する各種検査・測定については、各機関での結果の精度を保証するため、全国労働衛生団体連合会の総合精度管理事業などの仕組みがある。

84. 50 人未満の事業所で健康診断結果の医師の意見聴取を地域産業保健センターに依頼した。
85. 職場の受動喫煙防止対策としては、時間分煙よりも空間分煙が望ましい。
86. WBGT（湿球黒球温度）とは、一般的には、人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標である。
87. 破傷風予防については、三種混合ワクチン（DTP）を接種していれば追加接種する必要はない。
88. 卵でアナフィラキシーショックを起こした既往歴のある人に対してインフルエンザワクチンは禁忌である。
89. 深夜業とは、午後10時から午前5時までの業務である。
90. 雇入れ時の健康診断は、採用決定後に行われるものである。
91. ユニバーサル・プレコーションとは、「すべてのヒトの血液は、および汗を除く体液には感染性があるという前提で注意して取り扱うべきである」という概念である。
92. ノロウイルス感染症は、直ちにその氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届けなければならない。
93. 肺結核の接触者調査は2年間にわたって行なわれる。
94. 海外派遣時の健康診断は派遣される労働者のみが対象となり、同行する家族に対して、事業主が健康診断を実施する義務はない。
95. いちごやすもも等の果実摂取はトルエンの代謝物である馬尿酸と関連がない。
96. 産業医が職場の腰痛予防対策における作業管理を行う際には、作業者の靴や服装にも考慮する必要がある。
97. ろ過式呼吸用保護具を酸素濃度が18%以下で用いることはろ過捕集効率に影響するため注意が必要である。
98. 健康診断の結果に基づき、必要と認める場合は就業上の措置を実施することが義務付けられている。
99. 酸素欠乏危険場所にて作業に従事する者には、酸素欠乏症、硫化水素中毒の防止に関する特別教育を実施する必要がある。
100. 有害物質の許容濃度とは、呼吸用保護具を装着していない状態で、労働者が作業中に吸入するであろう空気中の当該物質の濃度である。